

先導的官民連携支援事業  
令和7年度  
度会町公共施設等官民連携手法  
導入調査業務

公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月

度 会 町

## 1 本業務の概要

### (1) 業務の名称

先導的官民連携支援事業

令和7年度 度会町公共施設等官民連携手法導入調査業務

### (2) 目的

度会町（以下、「本町」という。）は、町内随一の観光拠点である「宮リバー度会パーク（以下、「当該施設」とする。）」を核に、水質が最も良好な河川に幾度も選ばれた宮川、豊かな森林、茶畑などの地域資源を活かした町内全域での周遊観光の実現を目指すため、エリア内に点在する施設ごとに事業性などについて検討を行い、施設連携やバンドリング等による包括的な事業を構築し、地域資源を活用した観光振興に取り組むための、官民連携手法の導入に向けた検討を行う。

### (3) 履行場所

度会郡 度会町 地内

### (4) 対象業務

別紙仕様書に記載のとおり

### (5) 契約方法

プロポーザルにて選定された受託者との随意契約により業務委託契約を締結する。

### (6) 契約金額

契約金額は、プロポーザル応募者（以下、「応募者」とする。）からの提案価格により決定するものとする。

なお、提案上限価格は、12,100,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

### (7) 支払条件

委託契約金額の支払いに関しては、完了払いにて行う。

### (8) 業務期間

契約締結 令和7年8月22日（金）予定

業務期間 契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

### (9) 担当部署

本事業に係る各種手続き、連絡先、提出先、問い合わせ先等は、以下のとおりとする。

度会町役場みらい安心課

住 所：〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215-1

電 話：0596-62-2423／FAX：0596-62-1647／メール：mirai@town.watarai.lg.jp

## 2 受託者の募集

### (1) 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。なお、選定は書類審査及びプレゼンテーションにて行う。提出書類について確認を要する事項がある場合は、本町より個別に照会を行い、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

### (2) 募集及び選定のスケジュール

本業務の受託者の募集及び選定にあたっては以下のスケジュールを想定している。

#### ① 公告（募集要項の公表）

令和7年7月16日（水）～

#### ② 募集要項に関する質問の受付

令和7年7月16日（水）～7月23日（水） 午後5時まで

「質問書（様式6）」により担当部署宛てに電子メールで送付すること。

※電話での対応は一切行わない。

※回答は7月28日（月）午後5時までに、質問書の提出があった全事業者に回答を行う。

#### ③ 応募書類の受付

令和7年7月16日（水）～8月1日（金） 午後5時まで

#### ④ 企画提案書の受付期間

令和7年7月16日（水）～8月8日（金） 午後5時まで

#### ⑤ プレゼンテーションの実施

令和7年8月18日（月）13時30分から15時00分（予定）の間で実施

※提案時間は時間10分以内で、質疑応答は20分以内を予定している。

※企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うため、別途プレゼンテーション用の資料作成は認めない。

※プレゼンテーション実施にあたり、本町で以下のものを準備している。

#### 【本町準備物】

- ・モニター（ELMO EL65R2 又はSHARP LC-52G7）
- ・HDMIケーブル（1.5m程度）
- ・給電用テーブルタップ

#### ⑥ 最優秀提案者の決定

令和7年8月22日（金）（予定）

#### ⑦ 契約締結

令和7年8月22日（金）（予定）

### (3) 応募の手続き

- ①募集要項等（様式含む）は、本町ウェブサイトに掲載する。
- ②応募書類及び企画提案書類の受付期間中に、度会町みらい安心課に【応募書類一覧】及び【企画提案書類一覧】を持参又は郵送で提出する。

#### 【応募書類一覧】

- ・参加意向表明書（様式1）…1部
- ・会社概要説明書（様式2）…7部
- ・業務実績（様式3）…7部
- ・配置予定技術者調書（様式4）…7部

#### 【企画提案書類一覧】

- ・業務実施体制表（様式5）…7部
- ・企画提案書（任意様式）…8部  
※フォント10.5pt以上/A4\_4ページ以内。提案書内に参加者を特定できる表記（社名・技術者名等）が含まれていても構わない。
- ・見積書（任意様式／押印あり／宛先は度会町長とする）…1部
- ・法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し…1部  
※発行から3か月以内のもの

## 3 応募資格条件

応募者は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

(1) 応募する企業は、令和2年度以降において、下記の業務実績をそれぞれ1件以上有していること。

- ア. 三重県、愛知県、岐阜県内の地方公共団体における先導的官民連携支援事業の調査業務
- イ. 地方公共団体において、平成29年の都市公園法改正により新設された「公募設置等管理制度」を活用し、官民連携手法導入可能性調査を行い、当該都市公園にて事業化（運営開始）まで至った業務

(2) 本プロポーザルの公示の日において、予定管理技術者が以下のすべての要件を満たしていること

ア. 以下のいずれかの資格を有し、かつ有効に登録されていること

①技術士（総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画、又は、建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている

②RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている

イ. 先導的官民連携支援事業において、都市公園を含む民間活力導入検討業務に、令和2年度以降従事した実績を有していること（応募者が事業者である必要はない）

(3) 度会町会計規則（平成15年度会町規則第14号）第89条の規定による一般競争有資格者名簿に登録があること。

(4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 度会町建設工事発注取扱要綱(平成26年3月度会町告示第12号)又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

(8) 度会町暴力団排除条例（平成23年3月度会町条例第3号）第2条第1項第1号に規定する暴力団と関わりがない者であること。

(9) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(10) 日本国内に主たる営業所を有する者であり、三重県内に常勤の職員を配置する本店又は支店、営業所を有しているもの。

#### 4 審査

提出書類をもとに以下の項目の審査を行う。

(1) 参加資格審査

応募者が本募集要項に規定されている参加資格の要件を満たしているか。

(2) 価格の審査

応募者から提出された見積書に記載された提案価格が提案上限価格の範囲内であるか。

(3) 内容審査

応募者から提出された応募申請書の記載内容が、募集要項等に記載がある事項を満たしているか、また提案内容が優れているか。審査項目及び配点は、別紙「評価基準表」のとおり。

#### 5 受託者の選定

(1) 最優秀提案者の選定

本町が設置する審査会において審査を行い、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者に選定する。

(2) 選定対象者資格

最優秀提案者の決定までに応募者が、本要項「3 応募資格要件」に定める応募資格を喪失した場合、または提出書類に虚偽の記載内容があることが発覚した場合は選定の対象者としての資格を失う。

(3) 選定の取消し

最優秀提案者に選定された応募者が、契約締結までに本要項「3 応募資格要件」に定める応募資格を喪失した場合は選定結果を取り消し、次点の応募者を最優秀提案者とする。

#### (4) 受託者の決定

選定された最優秀提案者に対して受託意思の確認を行い、承諾が得られた場合に、その者を契約の相手方として委託業務の内容について調整の上、随意契約にて業務委託契約を締結する。

## 6 その他

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類に係る内容は、公表しない。
- (3) 業務の実施にあたり、必要な資料などは本町が提供する。
- (4) 提出された資料は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがあるが、選定以外の目的には使用しない。
- (5) 応募者は複数の提案をすることはできない(1提案のみ有効)。
- (6) 業務内容については、守秘義務を遵守しなければならない。
- (7) 本町の要求水準を満足する提案がなかった場合は、最優秀提案者の選定は行わない。また、応募者が1者の場合であっても、本町の要求水準を満足している提案であれば、その者を最優秀提案者として採用する。
- (8) 本要項に定めるもののほか、本業務委託の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本町の条例規則等の定めるところによる。
- (9) そのほか業務遂行上必要な事項は、適宜協議をしながら業務に当たることとする。

【別紙：評価基準表】

評価項目		評価の観点	配点	
能力評価	業務実績	業務を遂行する上で関連する同種・類似の履行実績があるか。	20	40
	実施体制	業務を遂行する上で、業務責任者は十分な知見・経験を有しており、提案内容を実施できる人員が確保されているか。	20	
提案評価	業務理解度	本町の官民連携手法の導入に係る業務内容や背景、課題などを理解しているか。	20	60
	実現性	本町の官民連携手法の導入に係る取組内容を実現可能とする組立の提案となっているか。	20	
	独自性	提案者が有する知見を踏まえた独自性のある提案となっているか。また成果を高めるための創意工夫がなされているか。	10	
	提案価格		10	
合計			100	